

○第232回動物用医薬品専門調査会議事概要メモ（公開）

日時：令和2年6月24日（水） 15：10～16：13

議事概要

（1）動物用医薬品（ゼラノール）に係る食品健康影響評価について

審議の結果、ゼラノールの一日摂取許容量(ADI)を $1.3 \mu\text{g/kg}$ 体重/日とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

* ゼラノール：

合成ホルモン剤で、日本国内で動物用医薬品としての承認はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。